

# 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)を実施しています

町民センターで実施している新型コロナウイルスワクチン3回目の集団接種は、5月14日(出)で終了します。今後は、千葉内科医院のみでの接種となります。なお、基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種できる場合がありますので、直接医療機関にお問い合わせください。

1・2回目が未接種で接種を希望する方は、町コロナワクチン予約専用ダイヤルにお問い合わせください。

**12歳～17歳の3回目接種は4月下旬から予約を開始**

▼接種券送付時期  
町では、ワクチンを2回接種した18歳以上の方に加え、12歳の誕生日を迎える方へ、次のスケジュールで接種券を送付します。

- 2回目接種日が令和3年11月1日以降の方  
3回目の接種券を5月下旬以降に順次送付します。
- 18歳の誕生日を迎える方  
2回目接種日から6か月経過後に3回目の接種券を送付します。
- 12歳の誕生日を迎える方  
誕生日の前月に1・2回目の接種券を送付します。

▼接種場所 千葉内科医院

▼接種日と予約方法  
接種は毎日実施します。予約の際は接種券一体型予診票等書類一式をお持ちのうえ、診療時間内(平日午前8時30分～午後0時30分、午後3時～午後6時、土・日・祝日 午前8時30分～午後1時)に千葉内科医院窓口へおいでください。

▼対象者  
新型コロナウイルスワクチンを2回接種した12歳以上の方で、接種券をお持ちの方

▼接種場所 千葉内科医院

▼接種時期  
2回目接種日から6か月経過後

▼使用するワクチン  
ファイザー社製

▼接種費用 無料

▼予約方法  
接種券一体型予診票等書類一式をお持ちのうえ、診療時間内に千葉内科医院窓口へおいでください。

※接種当日は、必ず保護者同伴でお願いします。

**5歳～11歳の接種日程**  
6月以降のワクチン接種の日程は次のとおりです。なお、今後の接種状況により、日程は変更となる場合があります。

1回目接種日	2回目接種日	定員
6月21日(火)	7月12日(火)	10人
6月22日(水)	7月13日(水)	10人
6月24日(金)	7月15日(金)	20人

▼接種場所 湖東厚生病院

▼予約日  
6月号広報、町ホームページでお知らせします。

**接種券が届かない場合**  
次に該当する方は、接種券が届かない場合があります。

- 他市町村で2回目の接種を受けてから、本町に転入した方
- 海外で接種を受けた方

※お手数をおかけしますが、町健康福祉課(☎852・5180)へご連絡ください。

**問い合わせ先**  
接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ

- 町コロナワクチン予約専用ダイヤル  
☎0570・666・764  
(平日午前9時～午後4時)
- 秋田県新型コロナウイルス相談センター  
☎0570・066・567  
(午前8時～午後5時)
- 秋田県新型コロナウイルス相談センター  
☎0570・022・567  
(午前8時～午後5時、土日・祝日も実施)

▼厚生労働省ホームページ  
▼首相官邸ワクチン特設ページ

※新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

## 大学生等1人につき10万円を支給 大学生等ふるさとからの Eメール給付金

コロナ禍の中で、大学生等を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、修学を支援するため、大学生等の子ども1人につき10万円を支給します。

▼申請者  
大学生等の修学資金を負担し、令和4年4月1日時点で五城目町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者。

▼大学生等の範囲  
大学、短期大学、大学院、高等専門学校(第1学年～第3学年は除く)、専門学校、大学校、予備校、

都道府県が認可した各種学校等に在学している方。

▼給付額  
大学生等1人につき10万円

※申請書は、学校教育課で入手していただくか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

申請書作成後は、添付書類を添えて郵送していただくか、学校教育課へご持参ください。

▼申請期限 8月31日(水)

▼町教育委員会学校教育課  
☎052・5372

### 生活支援臨時特別給付金事業を実施しています

▼家計急変世帯  
住民税非課税世帯に該当する方以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の(給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的な)収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である世帯が該当し

ますので、町総務課または町ホームページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出してください。

申請期限は、令和4年9月30日です。忘れずに申請をお願いいたします。

※前記に関わらず、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

▼町総務課  
☎052・5372

### 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため 町民の皆さまへのお願い

秋田県内での1日の感染者数が、4月12日には過去最高の445人になるなど身近な場所での感染拡大が止まらない状態であることから、感染防止対策の徹底に努めるようお願いいたします。

- 県外との往来は訪問先等の感染状況を踏まえて慎重に判断する。

往来する場合は、帰宅後の健康観察を徹底し、必要に応じてPCR検査等により感染防止対策を図る。

- 従来と同様に手指の消毒、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避といった基本的な対策を徹底する。
- 混雑した場所など感染リスクの高い場所を避ける。
- 不特定多数による飲食を伴う会食は控える。
- 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

### 発熱などの症状があり受診を希望する場合は まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

▶あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)の電話番号

- ☎018・866・7050 (24時間受付)
- ☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)
- ☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)